

奈良県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、和爾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 利行	天理市和爾町六七七
〃	古川 清和	〃 一一三一
〃	奥谷 道夫	〃 一一八八―二―二
〃	古川 雅洋	〃 一二四一―二
〃	木村 幸宏	〃 一二〇三
〃	山下 昌隆	〃 一一四三
監事	小松 正之	〃 一一七五
〃	武田 晃	〃 一一〇三
〃	新田 晴行	〃 一〇九八―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西岡 利行	天理市和爾町六七七
〃	古川 清和	〃 一一三一
〃	奥谷 道夫	〃 一一八八―二―二
〃	山下 昌隆	〃 一一四三
〃	木村 幸宏	〃 一二〇三
〃	鎌田 稔	〃 一一九〇―五
〃	岡村 篤藏	〃 檜町五二―一三
監事	武田 晃	〃 和爾町一一〇三
〃	新田 晴行	〃 一〇九八―一
〃	石野 久雄	〃 一一五〇